



天然原料の調達 に関する基準

付録 A: パーム油



RECKITT とパーム油

パーム油誘導体を大量に生産するためには、大量の加工されていない天然パーム油が必要です。そのため、複数の農園やプランテーションが加工工場を提供し最終的に市場に供給される精製に至るまでを実施する複雑なサプライチェーンが形成されています。このように複雑で大規模なサプライチェーンでは、人権問題や環境問題が発生するリスクが高くなります。そのため、適切なデューデリジェンスが必要です。このため、パーム油のサプライチェーンにのみ適用される追加の基準を以下に詳しく説明します。

当社では、セクション 1.0.1 で概説されている NDPE 原則で指定されているように、重要な景観のさらなる破壊と、保護された希少な絶滅の危機に瀕している、または、絶滅の危機に瀕している種への脅威を食い止めるための、国際的、国内的、管轄別、部門別、および複数の利害関係者による取り組みを支援することにコミットしています。また、当社のビジネスパートナーも、以下の基準を順守することにより、同様にコミットすることを期待しています。

パーム油固有の基準

原則 1：原料の産地を把握する

透明性

1.0.1

コンシューマー グッズ フォーラム (CGF) によって定義された「森林に配慮した」アプローチと、パーム油サプライチェーンにおける「森林破壊、泥炭地の破壊、搾取の禁止 (NDPE) 原則」に対する公約。

トレーサビリティ

1.1.3 サプライチェーンの精油所に供給しているフレッシュフルーツパンチ (FFB)、すなわち、パーム果実の加工工場のリストが公開されていること

これは、少なくとも年 1 回、できれば四半期ごとに更新する必要があります。

1.1.4 プランテーション (TTP) と小規模農家までのトレーサビリティ

これを達成するために、期限付きの計画が用意されています。

1.1.5 コンセッションの境界

工場が購入している法的コンセッションを示す地図は、アクセス可能で、理想的には公開されています。ビジネスパートナーがこれらを利用できない場合、代替ソリューションを講じ、この基準で定義されているように、工場のサプライチェーンに森林破壊がないことを第三者が検証できるようにします。

監視

1.2.1 工場レベルの監視

工場が NDPE 原則に準拠していることを監視するためのシステムが整備されています。

- NDPE の原則を確実に遵守するための工場によるポリシー、コミットメント、期限付き計画など。
- 上記の 1.1.2 と 1.1.3 で概説したトレーサビリティとマッピングの提供を確実にするためのポリシー、コミットメント、期限付き計画など。

1.2.2 衛星によるモニタリング

2015 年以降、高密度、中密度、低密度の HCS および HCV の森林と泥炭地の破壊を特定しています。これにより、次の識別が可能になります。

1.2.2.1 2015 年以降に作られたパーム油プランテーション - これらのプランテーションの所有者は、復旧計画が整うまで、サプライヤーのサプライチェーンでの業務を停止する必要があります。

1.2.2.2 2015 年以降の重大な森林破壊と泥炭地の破壊 - これが発生した場合、サプライヤーは次のことを行う必要があります：

1.2.2.1.1 NRM 調達基準の HCS/HCV 方法論および基準 3.0 ~ 3.5 に従って、重要および/または保護対象として指定された土地で森林破壊事象が発生したかどうかを検証します。

1.2.2.1.2 関連するコンセッションの所有権を特定し、必要に応じて、適切な回収プロセスが適切な時間スケールで実行されるまで、そのようなグループからの購入を一時停止します。

1.2.2.1.3 これらのコンセッションとそれらが含まれる工場のサプライチェーンを監視して、これらがパーム油のサプライチェーンに入らないようにします。

1.3.1 エンゲージメント

サプライヤーは、工場が本基準に沿った NDPE 原則に照らして報告できるようなシステムを有します。

1.4.1 苦情処理プロセス

この基準に記載されているように、報告された NDPE のコミットメントと相容れない行動や行為を評価、記録、監視、解決するための期限付きプロセスが設けられています (NRM ソーシングスタンダードの 1.2.1 および 1.2.2 を参照)。これにより、次のことが保証されます：

1.4.1.1 サプライチェーン内の関係者に対して提起された苦情を監視し、期限付きの是正計画に対する解決策を確保します。

1.4.1.2 問題のあるエンティティの一時停止。正当な苦情を是正するために期限付きの計画が用意されています。これらの計画が必要な変更を提供しないことが明らかな場合は、一時停止または上場廃止を使用する必要があります。

原則 III：生態系の保護

ビジネスパートナー要件

3.1.1 保護

基準 1.0.1, 1.1.3, 1.1.4, 1.2.1, 1.2.2, 1.3.1, 1.4.1 で示されるシステムを用いて、ビジネスパートナーは、サプライチェーン内の工場の供給源が森林破壊がないことを独立組織によって確認するための期限付きの計画にコミットします。

3.2.1 森林伐採

基準 1.0.1 およびより広範な森林に配慮したアプローチに沿って、サプライチェーンから森林破壊を排除することを公的にコミットします。

(NRM 調達基準の基準 3.0 ~ 3.3 に従って) 重要または保護対象として指定された土地で 2015 年以降、サプライチェーンで森林破壊が発生した場合、HCS および HCV の監視と実施の方法論、またはそれらに相当する方法に従って、これが補償または復元されます。(NRM 調達基準の参照 3.1)。

3.3.1 泥炭地の保護

基準 1.0.1, 1.1.3, 1.1.4, 1.2.1, 1.2.2, 1.3.1, および 1.4.1 で概説されている予防的監視に組み込まれ、公に、または公的苦情処理プロセスを通じて報告されます。